

(調査研究会規程)

平成 15(2003).9.26(制定 / 即日施行)

平成 17(2005).4.26(改定 / 即日施行)

(設置)

第1条

横断型基幹科学技術研究団体連合に、調査研究会を置く。

(目的・任務)

第2条

調査研究会は、横断型基幹科学技術の学問としての深化とその普及を目指して、単一の学会では実行が困難な横断的かつ斬新な学術分野の創成ならびに発展のための調査研究を目的・任務とする。

(設置改廃)

第3条

調査研究会の設置改廃は、申請あるいは理事の発議により理事会が審議し、決定する。
2. 調査研究会の設置期間は2年以内とする。必要な場合は理事会の議決により継続することができる。

(構成)

第4条

調査研究会には、主査、副主査、幹事及び幹事学会を置く。
2. 主査及び副主査は、理事会が委嘱する。
3. 主査と副主査は異なる学会から選定することを原則とする。
4. 幹事は、主査が指名する。
5. 幹事学会は、横幹連合正会員の中から主査が指名する。
6. 主査、副主査及び幹事は、正会員のいずれかの学会員であることとする。
7. 委員は、正会員いずれかの学会から推薦された者を原則とし、複数の正会員学会の学会員が含まれていなければならない。

(職務及び運営)

第5条

主査は、調査研究会の運営を司る。
2. 副主査は、主査を補佐し、必要に応じこれを代行する。
3. 幹事は、主査を補佐し、調査研究会の運営を分担する。
4. 調査研究会は、自由闊達な研究活動を旨とするため、運営は自主自立性を尊重する。
5. 調査研究会の庶務は、幹事学会が責任を持って行う。
6. 調査研究会の活動状況は、各年度毎に理事会へ報告しなければならない。
7. 調査研究会終了時には、活動報告書を理事会に提出する。
8. 調査研究会の財務運営に関しては別途定める調査研究会財務運営規定に準拠しなければならない。

(財産・成果の取り扱い)

第6条

財産および研究成果の取り扱いに関しては別途定める。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。